

## 台風 11 号の影響に伴う降雨による防災情報(第 3 報)

新庄河川事務所では、8 月 11 日 16 時 30 分、災害対策支部(警戒体制:砂防)を設置し、警戒にあたっておりましたが、管内の砂防施設等の点検の結果、異状が認められないことから、8 月 11 日 16 時 30 分発令の災害対策支部(警戒体制・砂防)を解除しました。

### 1. 新庄河川事務所の体制

- 8 月 11 日(月)10 時 20 分 災害対策支部(注意体制・砂防)設置
- 8 月 11 日(月)16 時 30 分 災害対策支部(警戒体制・砂防)に移行
- 8 月 12 日(火)11 時 30 分 災害対策支部(警戒体制・砂防)を解除

#### ※災害対策支部(砂防)設置基準

注意体制:連続雨量80mmに達し土砂災害の恐れがある場合

警戒体制:連続雨量120mmに達し土砂災害の恐れがある場合

時間雨量40mmに達し土砂災害の恐れがある場合

### 2. 雨量情報(8 月 12 日 11 時 30 分現在)

#### [赤川流域]

ますがた  
枅形雨量観測所 連続雨量 0mm

さらぶち  
皿淵雨量観測所 連続雨量 0mm

#### 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所  
山形県新庄市小田島町5-55  
TEL:0233-22-0262

副所長(砂防) 佐藤 勝美(内線205)

調査課長 田村 公仁(内線351)

# 雨量観測所位置図(砂防)

赤字:連続雨量が80mmを超過した雨量観測所

囲み:連続雨量が120mmを超過した雨量観測所

または時間雨量が40mmを超過した雨量観測所

